

浜松市史編さん要綱

(設置)

第1条 浜松市史(以下「市史」という。)を編さんするため、浜松市史編さん執筆委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し執行する。

- (1) 市史編さんに関する方針の策定に関すること。
- (2) 市史編さん事業の計画の策定に関すること。
- (3) 市史編さんに必要な資料の収集を行い、市史の史料編及び通史編の執筆に当たる。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員の互選により選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、市史の刊行が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員の中から委員長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(特別顧問及び顧問)

第6条 委員会に特別顧問及び顧問若干名置く。

- 2 特別顧問は、市長を充てる。
- 3 顧問は、学識経験者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 特別顧問及び顧問は委員会の重要事項に参与し、会議により発言する事ができる。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の事業は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、中央図書館において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 浜松市史編さん委員会要綱(平成12年11月15日施行 以下「旧要綱」という)は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際旧要綱により、協議、決定した事項については、この要綱の規定により協議、決定した事項と見なす。
- 4 この要綱の施行の際、現に執筆委員長、副委員長、執筆委員の職にある者は、この要綱に規定する編さん執筆委員会の委員長、副委員長、委員になるものとする。